

京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を次のように改正する。

第4条中「管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）」に改める。

第6条第1項中「市内出張命令兼旅費支給簿」を「旅行命令申請」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（上下水道局総務部職員課）